## 2025 (令和7) 年度 公益財団法人ライフスポーツ財団 《一般公募事業》助成金交付規程

I 目的	公益財団法人ライフスポーツ財団(以下、当財団)の活動理念に基づく「子どもと親子のスポーツ活動」、「地域の子どもスポーツ活動」及び「地域の子ども文化活動」の活動を奨励するために、経費の一部を助成する事を目的とする。								
2 助成対象	助成の対象となる事業は、次の要件を満たすものとする。								
となる事業	「子どもと親子のスポーツ活動」、「地域の子どもスポーツ活動」分野のイベント、教室等。								
	2 スポーツや運動を実施する契機または慣れ親しむ事を目的とした事業。								
	3 応用技術の習得または競技的な大会出場を目的としない事業。(※事業回数を重ねることによ								
	り、自然と習得できる基礎技術は応用技術の習得とみなさない。)								
	4 子ども(小学生以下)を主眼に置いた事業、かつ参加者割合が30%以上。								
	5 開催概要(開催日、予算、事業内容など)が計画されている事業。								
3 団体要件 (当財団助成金交 付要綱第2条に準 ずる)	助成金の交付を受ける対象は、市区町村において子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動を推進するために積極的に取組む組織団体とし、いずれも営利を目的としない団体、法人とする。また、次の要件を満たす団体とする。								
	次のア~ウの条件に当てはまる団体。								
	ア.団体の構成員は4人以上で構成されていること。								
	イ. 団体の活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われており、								
	活動歴等当財団が必要と認めたとき、その内容を提示できること。								
	ウ.原則として上記の趣旨を担う活動領域で、3年以上の活動歴をもつこと。								
	2 その他、当財団の理事長が認めた団体。								
4 事業期間	2025(令和7)年4月1日~2026(令和8)年3月31日の期間内に実施。								
5 助成期間	原則、事業毎に3カ年を目途として、助成の継続を判断する。								
6 助成金額	参加延べ人数に係数をかけ、算出するものとする。								
	単日で実施する事業、もしくは複数日に亘って同一の趣旨及び名称として計画する事業であり、単日毎に異なる参加者を想定する事業(以下、単発事業)は係数を500円とする。								
	複数日に亘って同一の趣旨及び名称として計画する事業であり、毎回同じ参加者を基本として開催する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。								
	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とす								
7 助成限度額 と事業数	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とする。								
	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とする。 継続団体:   事業30万円まで、2つ以上の一般事業助成の場合は 団体当たり、								
	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とする。								
	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とする。 継続団体:   事業30万円まで、2つ以上の一般事業助成の場合は   団体当たり、   00万円を上限とする。事業数は問わない。 ※新規団体=当財団から初めて事業助成を受ける、もしくは当財団からの事業助成を受けた最終年度が202								
	する事業(以下、複数回事業)は係数を300円とする。 新規団体:   事業20万円まで、2つ以上の一般公募事業(以下、一般事業)助成は不可とする。 継続団体:   事業30万円まで、2つ以上の一般事業助成の場合は 団体当たり、 00万円を上限とする。事業数は問わない。 ※新規団体=当財団から初めて事業助成を受ける、もしくは当財団からの事業助成を受けた最終年度が202 (令和3)年度以前の団体。助成事業の種類は問わない。								

9 助成対象 経費	対象となる科目				内容						
性員 (当財団助成金交 付要綱 第3条に準 ずる)	講師等の謝金、 旅費	謝金、事業に携わるスタッフへの謝金 事業当日の旅費 等									
	消耗品費	事務用品、	事務用品、写真代、景品・参加賞・消耗品費 等								
	印刷製本費	大会要項、	大会要項、ポスター等の用紙代、コピー代 等								
	通信運搬費	切手代、ハ	がキ代、発送代	等							
	賃借料	会場費、用	具レンタル料金	等							
	用具費	スポーツ用	品等								
	その他	飲食物代、	スポーツ傷害・賠	音償保険、その	の他事業に必要なも	5 <i>0</i>					
		人に対する	スポーツ用品 (ユ	ニフォーム、		但し、貸出品に関しては、対象経費とする。 災・地震保険などの保険料 等)					
10 必須条件	事業に関する	ること									
			助成金に関	すること	1 太火本						
					充当率	事業に係る経費の全てを一般事業 助成金で賄う事はできない。					
					2 事業経費の 負担	当財団の一般事業に関しては、他 からの助成金等を受けてはならな い。					
					3 その他	備品・消耗品等、大凡の参加人数 確定後に準備するなど、冗費の無 いよう、支出に合理的な計画を立 てること。					
			2 広報			誰でも情報を得ることができるこ 引載、公共施設へのチラシ設置、団体 )					
			3 開催時間		子どもの望まし	,い生活リズムを考慮すること。					
			4 掲揚・設置	物	・当財団団旗	る以下のものを設置する。					
		5 助成金交付の告知 (※以下、全ての方法で当財団から助成金を受けている旨を告知すること。)									
			I 団体ホームページを開設している場合は、当財団のバナーを設置し、助成年度期間中はホームページをリンクさせる。 ※当財団ホームページのURL:https://www.lsf.or.jp/								
						は『この事業は(公財)ライフスポー 実施しています』の文言を掲載す					
			6 業務委託の	禁止	助成事業の企画	1・運営は助成団体が行うこと。					

10 必須条件	事業に関すること	7 活動形態に関するこ	<u>Y</u>	
	1 2/6. 124 / 0 = 0	. 722777 73. 174 7 5 =	運営	助成団体
				(他団体からの人的な応援は可)
				(他団体がらの人的な心族は可)
			立場	後援
			3 事業開催に	
			おける 一切の 責任	助成団体
	2 団体に関すること		<u></u>	
		パソコン等の 取り扱い		3告において、インターネット及び電 対等の取り扱いが可能なこと。
		2 事業視察	当財団が事業視	察をする場合は受け入れること。
		3 視察時の		影した写真・動画等については、当
		写真・動画の取り扱い	財団のホームペ 場合がある。	ニージ、SNSや広報誌などに掲載する
		4 写真や動画等の記録	と。尚、撮影行	・が分かる写真や動画を撮影するこ ・為やそのデータの取り扱いについて ・一への配慮を十分に行うこと。
		5 要綱及び規定の 遵守	当財団助成金交	:付要綱及び本規定を遵守すること。
	助成団体には、当財団	∄から以下に定める物品	を必ず送付する。	>
譲渡品	2 貸与品(掲揚物)			
		物品	合、I団体あたり ※財団推進事業 ウォーク、ライ	外に財団推進事業助成を受けている場 ) 原則  品までとする。 とは、ライフ・チャレンジ・ザ・ フ親子グラウンド・ゴルフ大会および ポーツクラブのことを示す。
		2 送付時期	採択後速やかに	送付する
		3 期間	る日まで。 但し、翌年度も	た日から当該年度の一般事業を終了す 事業を継続しようとする場合は、その 要が生じる日まで延長する。
		4 返却	なり、且つ翌年	事業が終了もしくは開催見込みが無く 度の一般事業の実施が無いことが明ら は、速やかに当財団に返却する。
		5 費用	の際に係る運送	らず無償とする。また、貸与及び返却 料は当財団負担とする。
		6 管理	切な使用及び保証	
		7 汚損及び紛失時の 対応	汚損や紛失をした 絡すること。	た場合、速やかに当財団にその旨を連

	2 貸与品(掲揚物)	8 禁止事項			
譲渡品	2 其子如(阿勿切)	0 永正争为	Ⅰ 他人への引渡し	他人に譲渡、転貸、交換などしては	
				ならない。	
			2 使用目的	一般事業及び財団推進事業を目的と	
				した場面以外で使用してはならな い。	
		9 その他		•	
		7 (0)	事故等に対する	使用によって生じたトラブルや事故	
			当財団の責任	等に関しては、当財団は一切責任は	
			0 = <del>1</del>	負わないものとする。	
			2 事故等に対する 助成団体の責任	助成団体の故意や明らかな過失を除 く汚損・紛失については、助成団体	
			7,5,70(11)	は責任を負わないものとする。	
			3 連絡不届時の対応	連絡無しに貸与品を汚損・破損した	
				状態での返却や指定期日までに返却	
				が無い場合は、相当額の請求を行う 場合がある。	
	3 譲渡品(ディスプレイ	(ツール)			
		物品	ディスプレイツ		
				く外に財団推進事業助成を受けている * 1.1.5.501.1.2.4.4.7.2.4.7.2.1.2.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
				たり原則1品までとする。 《とは、ライフ・チャレンジ・ザ・	
				′フ親子グラウンド・ゴルフ大会およ	
			びライフキッス	<i>、</i> スポーツクラブのことを示す。	
		2 送付時期	採択後速やかに送付する		
		3 返却			
			当財団が返却をといった。	: 要求した際には速やかに応じるこ	
		4 費用	無償とする。ま	た、譲渡の際に係る運送料は当財団	
		F		、 江坦克州北西镇 , 上之后, 旧枕土 7	
		5 管理	大切に取り扱いこと。	、汚損や紛失の無いように保管する	
		6 禁止事項	•		
			他人への引渡し	他人に譲渡、転貸、交換などして はならない。	
			2 一般事業および 財団推進事業での使用	一般事業および財団推進事業以外 で使用してはならない。	
		7 その他		1	
		, ( )	事故等に対する	譲渡品の使用によって生じたトラ	
			当財団の責任	ブルや事故等に関して、当財団は 一切責任を負わないものとする。	
				故意や明らかな過失を除く汚損ま	
			助成団体の責任	たは紛失については、助成団体は	
				責任を負わないものとする。	
				尚、故意や明らかな過失により ディスプレイツールを再度必要と	
				することがあった場合、実費相当	
				額を請求した上で支給する場合が	
				ある。	
			l		

貸与および	3 譲渡品	7 その他	3 処分時の対応	「ディスプレイツールを使用する必			
譲渡品	(ディスプレイツー ル)			要が無くなった時は、助成団体に おいて適切に処分すること。			
12 申請   手続き	方法		·ツ財団助成申請システム( 録を行い申請をする。	(以下、助成申請システム)より事前			
	2 期間	2024 (令和	2024(令和6)年11月1日(金)~2024(令和6)年12月10日(火)				
	3 提出書類	団体に関す	る書類				
	(オンラインによる提出)	+/10.00 // - 0		申請システムよりダウンロード)			
		N	2 団体の規約・会則				
		は不要)	3 財務状況が分かる資料	(決算報告書等)			
			4 最新の年間事業計画書				
		任意	5 団体説明を補足する資 等)	賢料(リーフレット、パンフレット			
			:関する書類				
		必須		助成申請システムよりダウンロード)			
		任意	2 過去事業の様子が分か (チラシ、要項、事業写				
	4 入力項目	Ⅰ 団体に関す	ること				
			<ul><li>・団体名 ・代表者名</li></ul>	・担当者名・連絡先			
			·メールアドレス ·電	話番号(※必ず連絡の繋がる番号)			
			・連絡可能な時間帯・助	力成金振込先口座			
		2 事業に関す	ること				
			・事業名・実施期日	・回数 ・会場 ・対象者			
			·事業内容 ·参加予定	人数 ・参加費徴収の有無			
			・事業実施の目的・期待	待される成果と到達目標			
			・助成希望額				
13 採択審査	申請期間終了後、審査会	会において助成	成の可否 及び 助成金交付	額の決定を行う。			
14 採択結果の   通知	申書明煦級マダークが	月以内に助成申	ョ請システムよって通知を <sup>・</sup>	する。			
15 助成金の	交付方法	口座振込					
交付	2 対象口座	円口座 及び	助成団体名義で開設された	た口座。			
	3 振込時期	事業実施年度	4月中旬(予定)				
	4 交付の仕組み		≷において決定された助成 ⅰ業終了後に返金をする。	金額を振り込む。使用されなかった			
	5 交付前の事業実施	助成金振込前に一般事業を実施する場合はその費用を立替えて実施する。 また、振込前に本規定『I6 事業報告』が行われた時、当財団より実費経 を振り込むものとする。但し、振込金額については、助成金交付額を上 とする。					
	6 その他	振込先口座情報に誤りがあり、組戻手数料が生じた際にはその費用を当団に返金するものとする。					
16 事業報告	方法	助成申請シス	テムより報告をする。				
	2 期日	事業終了から	Ⅰか月以内もしくは4月	5日のどちらか早い方とする。			
	3 提出書類	Ⅰ 収支決算報	告書 (書式を助成申請シス	テムよりダウンロード)			
	(オンラインによる提出)	2 支出を証明	]する為に必要な書類(領収	書等)			
		※原本は助成E と。	団体で5カ年保管し、当財団	より提示請求があった場合には応じるこ			
		3 広報で使用	したチラシ、要項				
	1	U IATIK (X/I) Uにナノノ、文学					

16 事業報告	3 提出書類 (オンラインによる提出)	4 単発事業の場合は集合写真もしくは出席名簿など当日の参加人数が合理的に分かる資料 ※回毎に参加状況の分かる資料を作成すること。 複数回事業の場合は出席名簿など当日の参加人数が合理的に分かる資料 ※名簿に必要な個人情報は、参加者氏名のみ。住所や電話番号などは不 要。(個人情報の扱いについては十分に配慮すること。) ※開催日毎に参加状況の分かる資料を作成すること。						
		5 事業の様子が分かる写真						
	4 入力項目	・事業名 ・実施日 ・会場 ・回数 ・対象者 ・参加者人数と内訳 ・子どもの参加率 ・総スタッフ数 ・広報の仕方 ・設置及び掲揚物の確認 ・事業実施における成果と課題 ・助成金返金額						
	5 その他	何らかの事由において支出を証明する為に必要な書類が出せない場合(謝金、公共交通機関の交通費、自動販売機等)は、表などでまとめて書類を作成し、その確認として書類に助成団体代表者 名の押印があれば、支出を証明する書類とできる。						
		書類作成(例)       氏名     謝金金額     受取印       財団太郎     5,000 円       財団次郎     5,000 円       財団花子     5,000 円       代表者     財団						

# 17 助成金残額

一般事業終了後、使用されなかった助成金は当財団へ返金する。

の返金 返金額は、本規定『16 事業報告』に基づき収支を証明した上で、下記『返金額の計算式』より算出 するものとする。当財団が報告内容の確認をした後、助成申請システムより返金の案内を行う。案 内があった期日から1か月以内に返金をすること。(返金時の振込手数料は助成団体が負担)

#### ※返金額の計算式

- ①交付決定の予定人数と実際の参加人数の比較
  - A 申請より実際の参加人数が 同じ もしくは 多かった。
  - B 申請より実際の参加人数が 少なかった。
- ②総収入と総支出の比較
  - α 同じ もしくは 総支出が多かった(不足経費を団体が負担)
  - β 総収入が多かった
- ③実助成額と総支出の比較
  - Ⅰ 同じ もしくは 総支出が多かった
  - Ⅱ 実助成額が多かった

①	2	3	計算式
Α	α	I	返金無し。(事業費100%の助成充当は不可)
А	β	Ι	返金無し。(事業費100%の助成充当は不可)
А	β	П	【当初交付額】から【総支出額】を差し引いた金額
В	α	I	【当初交付額】から【実際の参加人数×助成金額係数】を差し引いた金額
В	β	I	【当初交付額】から【実際の参加人数×助成金額係数】を差し引いた金額
В	β	п	【当初交付額】から【総支出額】を差し引いた金額

18 事業計画	採択決定後、事業及び予算内容を大幅に変更する必要がある時は、速やかに助成申請システムより
の変更	その旨、連絡をすること。
19 事業計画の	採択決定後、事業申請の取り下げや中止をしようとする場合は助成申請システムより事業計画の中
取り下げ・中	止・変更届を提出する。当財団の承認以降、本規定『16 事業報告』及び『17 助成金残額返金』通
止	りに手続きを行うものとする。尚、助成金の充当については、広報にかかった経費のみ認めること
	とする。
	次のいずれかに該当する場合、助成金を全額返金する。その際の振込手数料も助成団体が負担する
取り消し	ものとする。
	助成団体が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
	2 助成団体が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
	3 交付決定後生じた事業の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4 助成団体が、報告書の内容及び提出に関して、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
	当財団が助成金交付に関して取得する個人情報は、選考作業や助成の可否の通知など、本申請に
取り扱い	関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
	2 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を財団HP及び(公財)助成財団センター
	への提供等一般公開を致します。
	3 当財団では助成に関する個人情報の収集に際しては、その利用目的を提示するとともに、本人の 同意を得ずに当初の利用目的以外に利用致しません。
	4 当財団が助成する事業において収集、保管する個人情報は、財団の公益性と社会的役割を認識し、個人情報の保護に関する法律、同施行令に基づき取り扱うように努めます。
	し、個人情報の休暖に関する宏伟、向施打マに奉うさ取り扱うように労働ます。 5 個人情報に関する窓口は次の通りとします。
00 88 4.1.1	個人情報担当 理事長 清水 進
	一般事業 助成金に関すること
先	公益財団法人ライフスポーツ財団
	〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-23-43 ファサード江坂ビル7階
	TEL: 06-6170-9886 FAX: 06-6170-9887
	Mail:info@lsf.or.jp (土日祝日を除く9:30~17:00)
	助成申請システムの操作等に関すること
	ワイピービズインプルーブ株式会社
	〒130-0014
	東京都墨田区亀沢3-20-14 ヨシダ印刷株式会社東京本社内
	Mail: lsf@yoshida-p.co.jp
	1 2

以下、補足資料

以下、講師謝金の領収書(例)を記載いたします。報告資料作成の参考にご活用ください。

### (1) 講師謝金作成(例)

氏名	謝金金額	受領印
財団 太郎	5,000 円	団
財団 次郎	5,000 円	財団
財団 三郎	5,000 円	国国
財団 花子	3,000 円	財団
財団 四郎	2,000 円	財団

代表者 財団 一郎 🗒

以下、参加者名簿の作成(例)を記載いたします。報告資料作成の参考にご活用ください。

### (1) 子ども対象事業の参加者名簿(例)

番号	参加者氏名	4/1	4/8	4/15	4/22	4/30	合計
1	財団 太郎	0	0		0	0	4
2	財団 次郎		0	0			2
3	財団 三郎			0	0	0	3
4	財団 花子		0		0		2
5	財団 一郎	0	0	0		0	4

延べ人数:15

### (2) 親子対象事業の参加者名簿(例)

			開催日程					
番号	参加者氏名	区分	4/1	4/8	4/15	4/22	4/30	合計
1	財団 太郎	親		0	0		0	3
	花子	子		0	0		0	3
2	財団 次郎	親	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	4
	一郎	子	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\bigcirc$	4
	桃子	子	$\circ$	0		$\circ$	$\circ$	4

延べ人数:18